

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課 県産材利用推進室	整理番号	1-1
許認可等の種類	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画の認定(事業経営改善計画)			
根拠法令条例等・条項	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項、第2項			
許認可等の概要	県内に住所を有する森林組合等が単独又は共同の申請に基づき作成する生産行程の改善、経営管理の合理化等経営改善に関する措置を内容とする合理化計画が適切である旨の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>事業経営改善計画</p> <p>ア 共通の基準  (ア)事業の経営改善計画の基本的方向が、規程第2条に定める基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実なものと見込まれること。  (イ)所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>イ 事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準  (ア)素材生産等促進資金  素材の生産、素材若しくは木材製品の引取又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模(木材製品の規格化を推進するため、JAS認定業者等に係るものにあつては、JAS製品の生産の規模を含む。)が増大すると見込まれること。  (イ)新規需要創出資金  国産材の取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。</p>			
基準の制定根拠	長野県木材産業等高度化推進資金制度運営規程 第2条 (平成6年4月1日付け6林業第54号林務部長通知) 長野県木材産業等高度化推進資金制度実施要領 第2 7 (1) (平成6年4月1日付け6林業第54号林務部長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1か月			
期間の制定根拠	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について 第4 2 平成24年3月23日付け23林政経第363号農林水産事務次官通知			